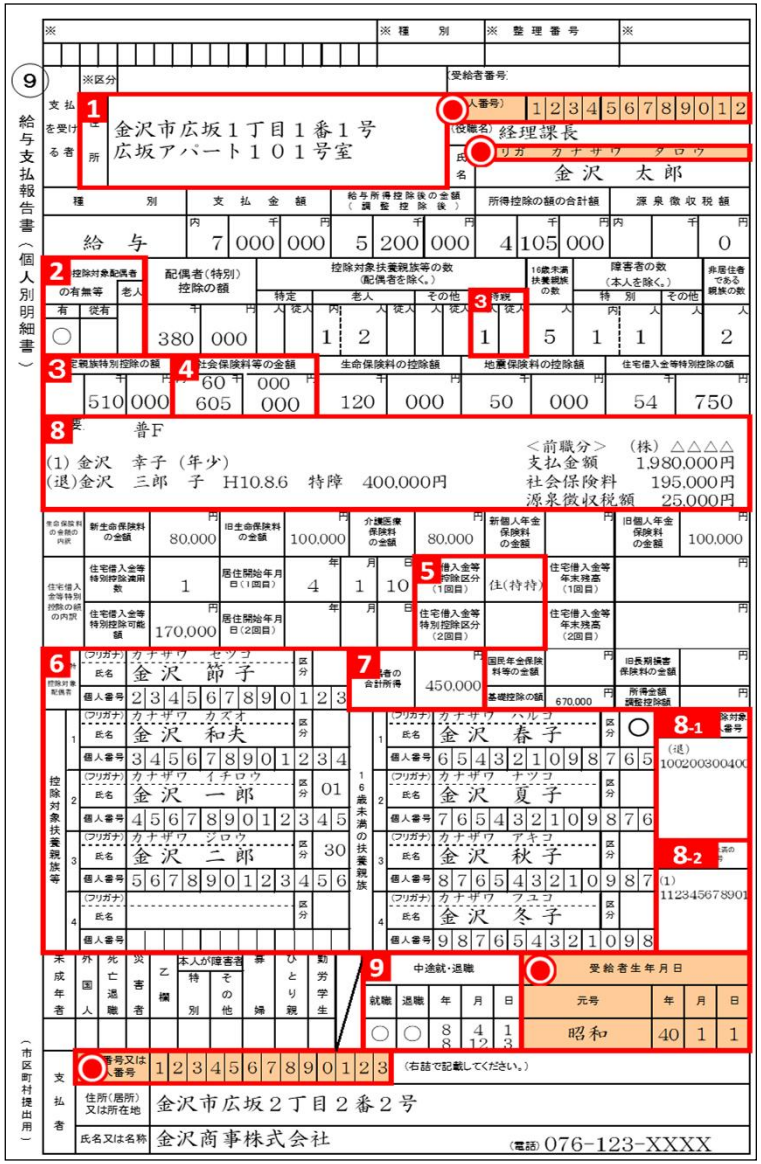
給与支払報告書の書き方



【注意事項】
- 給与支払報告書の訂正分を提出する場合、摘要欄に「訂正分」と朱書きしてください。
- 印字の状態により文字が正確に読み取れない場合があります。印字のズレやかすれ等がないか、提出前に一度ご確認をお願いします。

○ 個人番号、フリガナ、生年月日、支払者の個人番号又は法人番号を必ず記載してください。

1 住所

令和9年1月1日現在の住所（退職された方は、退職日現在の住所）を番地・アパート名・部屋番号まで詳細に記載（金沢市以外の住所の方は、該当の市区町村へ提出してください）。

2 （源泉）控除対象配偶者の有無等

控除対象配偶者又は源泉控除対象配偶者を有する場合は、「○」を記載。
老人控除対象配偶者に該当する場合は、老人欄にも「○」を記載。

3 特定親族特別控除の各欄

特定親族特別控除対象親族を有する場合、国税庁ホームページ「令和8年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照して対象となる人数と特定親族特別控除の合計額を記載。

4 社会保険料等の金額

小規模企業共済等掛金がある場合は、上段の内書にその金額を、**下段に他の社会保険料との合計額**を記載。

5 住宅借入金等特別控除区分

住宅借入金等特別控除の適用がある場合、国税庁ホームページ「令和8年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照して区分を記載。

6 扶養親族等の各欄

（源泉）控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、特定親族及び16歳未満の扶養親族の**氏名、フリガナ**及び**個人番号**を記載。
特定親族特別控除対象親族の場合は特定親族特別控除の額に応じて「10～91」を記載。
対象者が非居住者（国内に住所がない等）で、配偶者及び16歳未満の場合は区分欄に「○」を記載、配偶者、特定親族特別控除対象親族及び16歳未満以外の場合は区分欄に「01～04」を記載。区分の詳細は、国税庁ホームページ「令和8年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照。
※扶養親族の合計所得金額が62万円以下であることを必ずご確認ください。

7 配偶者の合計所得欄

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記載。
年末調整を行っていない方が源泉控除対象配偶者を有している場合は、所得の見積額を記載。

8 摘要欄

【1】控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合
5人目以降の対象者の氏名を記載。このとき、氏名の前には括弧書きの数字を付し、
8-1 **8-2** 欄に記載する個人番号との関係がわかるようにしてください。
また、16歳未満の扶養親族の場合には「（年少）」、非居住者の場合には「（非居住者）」と付記、特定親族特別控除対象親族の場合には「（10～91）」の該当する区分を付記してください。
※摘要欄には個人番号を記載せず、8-1 8-2 欄に記載。

【2】普通徴収とする場合
普通徴収切替理由書の該当する符号（普A、普B等）を記載。
※詳細は別紙「普通徴収切替理由書の記入における注意事項」を参照。

【3】他社分を含んで年末調整した場合
中途就職者の前職分など、他社分の給与を含んで年末調整した場合は、給与の支払者名、支払金額、社会保険料及び源泉徴収税額を必ず記載。
また、総括表の「年末調整について」欄の"はい"に忘れず「○」を記載。
※eLTAX等の電子データで提出する場合は、専用の入力欄を使用してください。

【4】本人の合計所得金額が1，000万円を超え、合計所得金額が62万円以下の配偶者を有する場合、配偶者控除の対象外ですが、障害者、特別障害者又は同居特別障害者控除の対象となります。
配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合、「氏名（同配）」と記載。

【5】退職手当等（源泉徴収されたものに限る。）のある配偶者（退職所得を除いた合計所得金額が133万円以下）又は扶養親族（退職所得を除いた合計所得金額が62万円以下）若しくは特定親族（退職所得を除いた合計所得金額が123万円以下）がいる場合には、その者の氏名（氏名の前に（退）と記載）、続柄、生年月日、障害の区分、退職所得を除いた合計所得金額等を記載し、個人番号を **8-1** 欄に記載。
また、そのことにより、納税者が寡婦やひとり親に該当する場合は「寡婦」・「ひとり親」と記載。

【6】社会保険料控除の額に年金から天引きされた社会保険料を含む場合、その旨を摘要欄に記載。

9 中途就・退職

中途就職又は退職の場合には、年月日を記載。
両方に該当する場合は、両方とも○を付け、それぞれの年月日を2段書きで記載。